

Title	安南における科挙の起源及び成立
Sub Title	On the origin and establishment of the civil service examination in Annan
Author	竹田, 竜児(Takeda, Ryoji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1966
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.38, No.4 (1966. 3) ,p.41(475)- 60(494)
JaLC DOI	
Abstract	This article submits to show the origin and processes of the civil service examination in Annan. This article is inclined to agree with the current opinion that the system begins in 1075, but is contrary to the opinion that the system was the reestablishment of the Chinese system introduced to Annan in the Tang period. It is rather reasonable to state that the system is the imitation of the Chinese officialdom of the Sung dynasty. It is interesting to examine the reason why the Annan government of the day took much time to adopt the well organized examination system of the Sung dynasty. In this we must take into account the fact that in the Ly and Trdh dynasty the Buddiest influences interrupted the introduction of the system based on Confucianism. And besides it must be noted that in those times the Annan Annan government had not yet established an well organized political machinery to receive such a highly developed examination system of the Sung dynasty.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19660300-0041

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

安南における科挙の起源及び成立

竹 田 竜 児

(一)

筆者はこれまで阮朝時代の科挙制度についてさゝやかな研究を行つてきたが、この研究を本格的に押し進めるためにはどうしても李朝陳朝にまで溯つて史料を再検討し、その沿革を一通り心得て置く必要があることを痛感するに至つた。そこで先ず安南において科挙が始めて実施された時期とそれが制度として確立するに至るまでの事情などを取り上げて考えてみることにした。

朝鮮におけると同様、安南においても曾て科挙が実施されていたという事実を始めて知り得たのは金永鍵氏の「安南国使臣唱和問答録について」^(註¹)と題する論文によつてであつた。金氏によつて学界に紹介された安南国使臣唱和問答録なる一書は、万曆二十五年(一五九七年)の神宗の万寿節に際して慶賀使として夫々本国から派遣されて来た朝鮮の使臣李睟光と安南の使臣馮克寛とが北京で顔を合せて一問一答を交したのを李睟光が筆録して置いたものとのことである。短いものだがその頃の安南の文物制度を窺う上で興味深い資料であり、中でも科挙制度の存否如何が二人の間で第一に話題となつているのが注目される。李が「貴国の官制風俗如何」と訊ねると、馮は「孔孟詩書礼楽の教、唐宋進士科挙の文を習う」と答えている。次に李が、

人を取るに詩賦を以てするや、策論を以てするや。亦た武挙ありや。

と問うとそれに対して馮は

科挙、人を取るの法には郷試科あり、会試科あり。郷試科第一場は五經四書各一道を試み、第二場は詔制表文各一道、

第三場は試賦各一道、第四場は策文、古今治道一題（を試む）。会試科の方は、一に第一・第二・第三・第四場は郷

試に同じ、第五場には策を試む。^(註2)

云々と答え、更に武科についての説明がなされている。筆者はこれによつて安南にも中国風の登用試験が行われていたことを知つた訳であるが、それと同時に安南の科挙が必ずしも本家である中国のそれと同じではなかつたらしいのを知つて尠からず興味を覚えた次第である。

(二)

官界への登竜門である科挙に合格するか否かは独り挙子個人の人生行路を大きく左右したばかりでなく、一家一門にとつても影響するところが大きであつたから、世人の科挙への関心は我々の想像に余るものがあり、読書人階級にとつては科挙に合格することが恰も人生に於ける究極の目標であつたのではないかとさえ疑いたくなる程であつた。従つて中国や朝鮮の民謡の中にはわが子わが恋人が首尾よく科挙に及第するのをひたすら祈願する情をうたつたものが見出される。⁽³⁾ 安南にも同様の歌謡があるに相違ないのであるが、不学と懶惰とのために適当な例を見出すことが出来ないでいた。ところが幸にも先年松本信広教授がインドシナから将来された成泰甲午夏（一八九四年）の刊記のある国朝科榜録（一冊）を借覽することを許され、ふとその裏表紙をみると、反古を利用して上に渋（？）を引いた濃い茶褐色の表紙の上に幼学五言詩と題する詩が記されているのに気がついた。そこでこれを判読してみると次の如くであつた。

天子重_ニ賢豪_一、文章教_ニ爾曹_一、万般皆下品、惟有_ニ讀書高_一、少小須_レ勤_レ学、文章可_レ致_レ身、滿朝朱紫貴、尽皆讀書人、教_レ子以_ニ讀書_一、何勞_ニ更外_一、但教_ニ仙桂在_一、終是勝_ニ耕耨_一、

この詩の作者が何処の誰であるかについては何も知らない。これがこの書の持主であつた安南の一讀書人の自作なのか、それとも当時人口に膾炙していた本国人又は中国人の作なのか全く不明である。それはともあれ、当時の社会において古聖賢の書を読むのは、人間性を深めたり、教養を高め生活の叡智を獲得しようがためなどでは決してなく、飽くまでも立身榮達的手段に過ぎなかつたことが知られる。従つてそこには純粹な学問的意欲や思索的な態度は殆んど見られず、ひたすら作文能力の練磨と經書の字句の暗記をこれ事とするのみであつた。かゝる雰囲氣の中から学問の自由な研究や学説の新しい展開が生れるのを期待するのは期待する方が無理であろう。

(三)

安南における科擧の創始はこれを李朝の仁宗の太寧四年(一〇七五年)とするのが一般の通説となつている。例えば楊広咸の安南史には

一〇七六年には国子監を起し、一〇七五年には初めて科擧の制を開き、後世にこれを踏襲せしめた。^(註4)
とあり、レ・タインコイ氏のヴェトナム史(仏文)も

教育は急速に發達し、仁宗(一〇七二—一一二七)の治下に於て最初の科擧が開かれた。^(註5)
云々と記している。ではこれら諸家は一体如何なる史料に基いてか様な説をなしているのであろうか。

思うにそれは大越史記全書(以下これを全書と略記する)の李紀二、仁宗乙卯太寧四年春二月の条に、
詔選_ニ明經博學_一、及_レ試_ニ儒學_三場_一、黎文盛中_レ選、進_ニ侍帝學_一、

安南における科擧の起源及び成立

(四七七)

四三

とあるのがその典拠に相違なく、或はそれよりも後出の欽定越史通鑑綱目（以下綱目と略記する）の次の記事に基いていと認められるものもある。曰く、

四年初以三場試士

選明經博學者以三場試之、擢黎文盛首選入侍學、本國科目自此始 ○陳驥騰名節錄文盛嘉定東究人性嗜學、辰未^{トキニ}有科擧雖聰敏之士亦由^ニ釈道簡知、文盛独好^ニ讀書、至^レ是開^レ科、預^レ選十余人、文盛為^ニ之魁、世伝黎氏発魁^ニ云。

さきはその一部分だけを紹介引用したレ・タインコイ氏の記述の如きは全面的にこの綱目の記載に依拠せるものである。ところで他方現存の越南史書のうちで最も古いものと目されている越史略をみるに、その仁宗朝に関する記事の中には儒学乃至は科擧に関するものは全く見当らず、それに代つて太寧元年（一〇七二年）の条には次の如き記事が見出されるのである。

詔遴^ト選諸僧有^レ投^ニ献詩^ニ及僧官之職^ニ文字^者者、隸為^ニ書家^ニ以^補其職之欠^{（註6）}

この文章は意味のよく判らない箇所もあるとはいへ、当時の仏僧が信仰の面に於てのみならず政治面においても可成り重用されていたことを推察せしめる。

(四)

李朝歴代の皇帝が仏教を尊信し多数の寺院を建立したことは史書に疊出層見していて周く人の知るところである。こゝに全書の中からその二三を例示してみよう。太祖の順天元年（一〇一〇年）の条に

仍命^ニ諸郷邑^ニ所^レ有寺觀已頽廢者悉重^ニ修之^ト……是歲度^ニ百姓^ヲ為^レ僧、發^ニ府銀一千六百八十兩^ヲ鑄^ニ洪鍾^ヲ置^ニ於大教寺^ト

と見え、また太宗の天成四年（一〇三一年）の条に、

詔發錢賃工造寺觀于鄉邑、九百五十所、秋八月設法會慶成、大赦天下、

とあるのがそれで、今日残っている有名な一柱寺（延祐寺^{（註）}）なども当時の建造と伝えられている。歴代の手厚い保護を受けて仏教は大いに盛行し、仏僧は或は政治顧問として或は侍医として活躍し、儒教を圧倒して時めいていた。道教も或程度国家権力の庇護は得ていたが、その社会的勢力はやはり仏教の比ではなかつた。当時における仏教のかくの如き流行は黎文休をして、

李太祖即帝位甫及二年、宗廟未建、社稷未立、先於天德府創立八寺、又重修諸路寺觀、而度京師千余人爲僧、則土木財力之費不可勝言也、財非天雨、力非神作、豈非浚民之膏血、歟、浚民之膏血、可謂修福歟……
仏宮壯麗倍於宸居、下皆化之、至有毀形易服、破産逃親、百姓大半爲僧國內到处皆寺、其源豈無所自哉。と歎せしめているのである。「辰末^{トキニ}有科擧、雖聰敏之士亦由^ニ釈道簡知」というさきの綱目の記載はこの間の事情を物語るものに他ならない。

(五)

次に文廟の建立についてみるに、全書によれば聖宗の神武二年（一〇七〇年）秋八月「修文廟、塑孔子周公及四配像^ニ七十二賢像^一、四時享祀、皇太子臨^レ學」とある他、英宗の大定十七年（一一五六年）冬十月には「起^ニ国威行宮及孔子祠^一」^と言い、同じく英宗の政隆宝応九年（一一七一年）の条には「詔修^ニ文宣王廟及后土祠^一」^とあつて、安南に始めて文廟が出来たのは何時であつたかを決定し難いものがあるけれども、十一世紀の後半以後には少くとも儒教の始祖を祀る所謂文廟を建てようという氣運が昂つてきていたことは確かである。しかし漢代以来一千年の久しきにわたつて中国の

支配を受け、早くから文化的影響を蒙つてきた筈のこの国に今頃漸く文廟が建てられ儒学が奨励されるようになったのだとすれば、我々の想像はどうやら見事に裏切られたことになる訳であるが、果してその通りであろうか。ところが事實は必ずしもそうではなく知識層の間では早くから漢字が使用され、中国の古典や詩文が読まれていたことは疑いなく、唐代には「我稽建中四年春、同平章事日南人」と詠われた姜公輔とその弟公復が出ている程である。その後十二使君時代を経て李朝の成立するまでの混乱期に学問が一時衰頹したであろうことも容易に推測される。李朝が成立して社会が漸く安定するにつれて中国文化に対する再認識が始つてきたように感じられる。仁宗の時、初めて新たに試験によつて人材を挙用するという方法が採用されたと伝えられているのも、それが中国の科擧の影響であることには何の疑いも存しないところである。しかし乍ら従来仁宗朝において新たに試験制度が施行されるに至つた理由について、史料は全く黙して語らず、史家も誰一人としてこの間の事情を説明しようとはしなかつたのである。それをミュリエル・テクシエ女史は一九六二年に印度支那研究会雑誌に発表した「十九世紀の越南の官僚制」^(註14)と題する論文の中で次のように説明を試みている。

偉大な李朝の君主たちは嘗ての官僚制(訳者註——唐が安南を支配していた際に導入したものと見ている)を再興しようと考え、昇竜(河内)に首都を建設し、国家試験を施行せんと試みた。従来は忠実な臣僚を確保するために、信頼し得る軍人や王族など、国王の側近者に官職を授けてきた。他方、仏教は大発展をとげ、仏寺は中国の支配が崩壊した後の混乱の中における唯一の文化中心であつた。熱心な仏教徒であつた李朝の諸君主は宗教家が推挙する人物を官吏に採用した。

だが李朝は整然たる秩序と、中国の科擧の公正さとその効用とに郷愁を感じていたに相違なかつた。そこで一〇七〇年^(四〇)に初めての内気な科擧の試みがなされて幾人かの合格者を出した。

テクシエ女史のこの見解は甚だ注目すべきものではあるが、唐の安南都護府の治下に安南に導入されていた中国風の官僚組織が果して約二世紀後の李朝の君主の郷愁をかき立てる程にまで理想化されて、深い影響力をもつていたかどうかは

疑問ではないかと思う。それよりは寧ろ当時の宋朝のその直接の影響とみるのがより自然ではなからうか。

(六)

全書の仁宗太寧五年（一〇七六年）の条をみるに、

選_ニ文職官員識_レ字者_ニ入_ニ国子監_一

なる記事があつて直接科挙に関するものではないけれども、当時官吏養成を目的とした国子監が設置されていたことを知り得る。それよりは可成り後のことに属するが高宗の宝符十年（一一八五年）の条には、

春正月試_レ天下士人自_ニ十五歲_一能通_ニ詩書_一者_ハ侍_ニ学御筵_一取_ニ裴国愾、鄧殿等_一三十人_一其余並留_レ学。

と見えていて、不合格者は学に留めて更に学習を続けさせた旨が記されている。当時国子監以外に中央並びに地方に学校が存在したかどうかは疑わしく、この場合は多分国子監において勉強させたことを意味するものと解される。

全書によれば仁宗の広祐二年（一〇八六年）秋に、

試_レ天下有_ニ文学_一者_ハ充_ニ翰林院官_一莫_レ顯績中_レ選除_ニ翰林学士_一

とあり、それについて英宗の大定十三年（一一五二年）の条には、

冬十月殿試

と見えている。殿試を行つたことは越史略にも載つてゐるが、同書はこれを大定十一年に繋けている。何れも記事がさぶる簡単に試法の如きは全く不明と言うより他はないけれども、こゝに言う殿試は、もとより郷試や会試に対する殿試ではなく、単に宮中に於て士人に経義や詩賦などを試みたというに過ぎないものと思う。綱目はこれに関して次の如く注記している。^(註)

呉仕史註、是辰科^{トキ}挙之法未^レ有^ニ定式^一、或当^レ辰有^レ詔^ニ天下之士^一親試^ニ於殿庭^一、史文不^レ詳、今不^レ可^レ考、要するに当時はまだ科挙の制が確立しておらず、然るべき時期に一々詔して天下の人材を集め、殿庭において親試したのであると言っているが、やはり実情は判つきりしないというのが本音であろう。

(七)

全書はこれ以後李朝陳朝を通じて考試のことを記する場合に大体次の三通りの表現を用いている。即ち(一)試天下士人、(二)試太学生、(三)大比取士の三種がそれであつて、今これを年代順に表示すると次の如くなる。

王朝	王名	年	月	西曆	考試	備考
李朝	英宗	政隆宝応三年八月		一一六五	試学生	
		宝符七年正月		一一八二	試天下士人	
		天資嘉瑞八年		一一九三	試天下士人	
		同 十年		一一九五		試三教
		建中三年		一二二七		試三教子
		同 八年二月		一二三二		
		天応政平八年二月		一二三九		試太学生
		同 十六年二月		一二四七		大比取士
		同 八月		同		
		元豊六年二月		一二五六		大比取士
陳朝	英宗	紹隆九年三月		一二六六	大比取士	
		宝符三年二月		一二七五	大比取士	
		興隆十二年三月		一三〇四	試天下士人	
						試通三教諸科

る考試と並んで、別にもう一つ儒仏道三教に関する考試が存したことは大いに注目すべきである。前掲の表の備考欄にも記して置いたように、全書に記録されているところでは李朝で一回、^(註9)陳朝で二回行われている。李朝の高宗天資嘉瑞十年におけるそれについて全書は単に「試三教、賜出身」と書しているに過ぎないが、綱目では「初試三教、以儒道釈試士、中者賜出身」となっていて、三教をもつて試験を行つたのはこれが最初であり、その対象は次の陳の太宗の建中三年の場合と異つて士即ち讀書階級全般となつている。この試三教に関する問題は陳朝時代に属するも便宜上こゝで併せ考えることにしたい。

全書は建中三年の条に「試三教子」と記したる後「謂儒道釈各承其業者」と註を加えている。これを文字通りに受け取れば、この試験を受けるのは專業者の子弟だけということになり、試験そのものも一種の認定試験の如きものとなつて了うのだが、この試本来の目的が果して那辺にあつたかを少し考えてみることにしたい。

越史略によれば、李朝の高宗治下において二回、即ち貞符四年(一一七九年)と天資嘉瑞十一年(一一九六年)とに「三教子弟を試み」たことになつている。これは全書の記すところと回数も年次も異つてはばかりでなく、越史略には試験科目まで載つている。貞符四年の記事は次の通りである。

孟冬又御崇章殿、試三教子弟、辦写古詩、及賦詩經義運算等科、

天資嘉瑞十一年の場合もこれと大同小異で、

孟冬試三教子弟、辦写古人詩、運算賦詩、經義等科、賜及第出身、有差、

と出てをり、これによつて試験の内容は大体見当がつけられる。そこに列挙されている科目のうち、数学の計算問題でもあろうかと想像される運算なるものを除けば、他は科擧の科目と大差がなく、儒仏道三教に関する関係のあるのはわずかに經義位のものになつて了う。三教の子弟達に対して何故このような世俗的な科目よりなる試験を行つたのか、甚だ理解に苦

しむところである。

なお全書の陳太宗天應政平十六年秋八月の条には、

試_レ通_三教諸科_一、吳頴中_ニ甲科_一、陶演、黃歆、武謂父等中_ニ乙科_一

とあつて、儒仏道三教に兼通する者を試み、それを成績によつて甲科と乙科とに分けたことが記されている。このことは歴朝憲章類誌の科目誌にも見えるばかりでなく、同書の編者はその後_に次の如き按語をさえ付け加えている。

按李陳二代皆尊_ニ尚釈道_一、故一時取_レ士必欲_レ兼_ニ通_二氏_一、雖_ニ正道異端_一並崇無_レ別、而士之応_ニ是科_一者非_ニ博洽該識_一則亦不能_ニ以入_レ選也、嘗試論_レ之、釈老之教誠非_ニ學者所_レ當_レ習而聖道之大豈容_ニ復有_ニ比並_一、顧世俗之學類皆舍_レ寔崇_レ華棄_レ本逐_レ末、其於_ニ聖賢為_レ己之道_一已相背戾、視_ニ之緇流道士之持_レ守猶且不及、而況望_レ其發_ニ聖人之蘊_一而明_中正學之伝_上也哉、然則科目所_レ取豈必其皆真儒、而儒之拘_ニ拘章句_一者恐未_レ可_レ以_ニ治平之責_一期_レ之也、竊倣取_レ士之法當_ニ以_レ德行_一為_レ本、人而果有_ニ本領_一則雖_ニ九流三教兼通_一何害、不_レ然斷_ニ爛於口耳_一剽_ニ窃於圈套_一究_ニ其所_レ有_一、殆亦刻_レ臚守_レ株者類、惡乎其為_レ儒也、愚読_ニ先正之言_一并有_レ所_レ感、故因附_ニ論於其下_一云、

潘輝注のこの意見は恐らく正鵠を得たものと称することが出来るであろう。間口ばかり広くて奥行きのない浅薄な知識の持主は何ら尊重するに足りないことは言うまでもない。然るに三教に兼通せる博学多才の士を選抜するためのこのような試が行われたというのもやはり仏教が指導的勢力を占めていた当時の時勢の然らしむるところと云わざるを得ないであろう。

(八)

儒教主義に立脚せる科擧がその基礎を確立するにはどうしても中央集権体制の強化が前提とならなくてはならない。

安南は十世紀の半に漸く中国の支配を脱して独立したとはいえ、呉朝（九三九—九六五）・丁朝（九六六—九七九）・前黎朝（九八〇—一〇〇九）の三朝は何れも短命に終り、充分に国家統一を成しとげるまでには至らなかつた。李朝（一〇一〇—一二二五）に及んで始めて比較的永続した王朝の出現をみたわけで九代二百十五年にわたるその治下において一步国家体制を整えて行つた。律令を制定し、軍制や税制の基礎を築いた他、文廟を建て国子監を設けて儒学を奨励したのもその現れとみることが出来よう。しかし中央集権制を更に積極的に押し進めて行つたのは次の陳朝であつた。陳朝歴代の皇帝も仏教を篤信し、殊に仁宗（一二七九—一二九三）の如きは出家して竹林派臨濟禅の開祖と仰がれるに至つてい程である。それ故仏教は依然として盛行し、仏僧は朝廷の寵遇を受けてはいたが、中期以後に及んで仏教は道教要素の混入によつて腐敗し、次第に衰頹したのに反して儒教の抬頭をみたのである。

当時儒教の徒が如何に仏教を排撃して聖人の教を宣揚せんと欲していたかは全書の次の記載から窺うことが出来るであらう。

張漢超：為人骨鯁排斥異端、有文章政事、嘗撰北江関巖寺碑文、其略曰、寺廢而興、既非吾意、碑立而刻、何事吾言、方今聖朝欲暢皇風、以振頹俗、異端在可黜、聖道當復行、為士大夫者、非堯舜之道不陳前、非孔孟之道不著述、顧乃拘拘與仏氏、囁嚅、吾將誰欺、(註10)

この他芸宗の紹慶元年（一一三七〇）の条に

時儒臣黎括亦欲明聖道、闢異端、而卒不能行、嘗作北江沛村紹福寺碑記云、仏氏之禍福動人、何其得人之深且固矣、上自王公以至庶人、凡施於仏事、雖竭所、有願無斬、苟今日託付於寺塔、則欣欣然如持左券、以取明日之報、故自内京城及外州府、窮村僻巷、不令而從、不盟而信、有人家、必、有仏寺、廢而復興、壞而復修、鐘鼓樓台、与民居、殆半、其興甚易、而尊崇甚大也、余少読書、志於古今、粗亦明聖人之道、以化斯民、而

卒能信_ニ於一郷_一、常遊_ニ覽山川_一、足跡半_ニ天下_一、求_ニ所謂學宮文廟_一、未_ニ嘗一見_一、此吾所_レ以深有_レ愧_ニ於仏氏之徒_一、遠_ニ矣_一、
輒暴_レ吾以書、

とあつて、黎括は仏教の隆盛振りに比して儒教の勢の振わないのをしきりに慨嘆しているが、これらの文章からも当時漸く儒教側に劣勢を挽回しようとする氣運が動きつゝあつたのを察し得るであろう。

(九)

陳朝に入ると考試關係の記事がぐつと増え且つ詳細になつて來ている。

前掲の表にも示した如く、太宗の建中八年二月と天応政平八年二月とに太學生を試みており、その結果は合格者が夫々四、五名宛で全書にはそれを成績順に第一甲から第三甲までに別けてその姓名を記載している。それ以外に天応政平五年(一三三六年)秋八月には、

選_ニ儒生_一、中_レ科者入侍、後為_ニ定例_一

と言う記事が見出される。これがどんな性質のものであり、またこれと「試太學生」或は「大比取士」とがどんな關係に立っていたかは明かではないけれども、両者の間には郷試と會試との間に見られるような相關々係はなかつたようである。合格者を入侍させたというのは侍講や祕書又は顧問に備えたことを意味するものと認められる。何れにしてもこれは科擧とは別の系列に属するものである。また「後定例となす」とあるところから、これと類似の記事を全書について捜してみたところ、次の二例を見出し得た。二例とも聖宗の時代に属するもので、その一は紹隆十年夏四月の条に見える次の記事である。

選_ニ用儒生能_レ文者_一、充_ニ館閣省院_一、時鄧繼為_ニ翰林院學士_一、杜國佐為_ニ中書省中書令_一、皆文學之士也、旧制非_ニ内人_一

安南における科擧の起源及び成立

レ得レ為レ行遣^(註11)、未レ嘗用ニ文学之士、文学得ニ柄用ニ自レ此始、

これは文学の士即ち儒生の文章を能くする者が政治面に於て益々重用されつゝあつたことを示すものであり、他の一つは宝符二年十二月の

選_下天下儒学有ニ德行ニ者、入ニ侍東宮、以ニ黎輔陳ニ為ニ少師、兼ニ儲宮教授、以ニ阮聖訓・阮士固等ニ充ニ内侍学士、上親写_レ詩以訓ニ皇子、并制ニ貽後録ニ卷、

という記事で、この方も政治とは直接関係がないとはいえ、儒教教育が次第に重視されてきていることを雄弁に物語るものである。

太宗の天応政平十五年（一二四六年）秋七月には、

定_下大ニ比進士_ニ以ニ七年ニ為ニ準、

と決めている。而して進士なる語は全書ではこれが初見である。なおこの進士と「太学生」とは同じものゝ異称に過ぎないことはすでに綱目が天応政平元年の条に注記^(註12)しているところであるが、それはまた後述する予定の睿宗の隆慶二年（一三七四年）の条の「故事太学生七年一試、取三十人而已」なる記載からも認め得られる。

翌天応政平十六年に早速進士の試験が行はなれた。曰く

春二月大比取_レ士、賜ニ状元阮賢、榜眼黎文休、探花郎鄧麻羅、太学生四十八名出身有_レ差、初壬辰己亥二科惟以_ニ甲乙_ニ為_レ名、未_レ有_ニ三魁之選_ニ至_レ是始置焉。

この科から中国に倣つて三魁が置れ、次第に科挙らしい形態を備え来つた。とは言えこゝで想い起して頂きたいのはさきに述べた「試_レ通_ニ三教諸科_ニ」がこの年に行われていることである。同じ年の春と秋とに二通りの考試が行われていることの意味は改めて述べないが、儒仏道三教の勢力の消長を考へる上からは看過し難い事実であることを附記して置きた

い。

太宗は元豊三年（一二五三年）に国学院を建て、孔子・周公などの塑像や画像を安置し、天下の儒士に命じてこゝで四書や六経を講究せしめている。

例の七年毎に施行することになっていた大比はというに、これは規定通りには行われなかつたが、元豊六年（一二五六年）と聖宗の紹隆九年（一二六六年）と宝符三年（一二七五年）とに実施している。それからしばらく間を置いて英宗の興隆十二年（一二三〇四年）に至り再び大比に相当すると認められる考試を挙行している。それについて全書は次の如く記している。

（興隆十二年）三月試天下士人、賜状元莫挺之太学生火勇首充内書家、榜眼裴慕祇候簿書帽衫、充内令書家、探花郎張放校書權冕充一資、黄甲阮忠彦太学生凡四十四名引三魁、出童門鳳城、遊街衢三日、其餘留學三百三十名、忠彦年十六時号神童、其試法先以医国篇穆天子伝暗写一汰冗、次則経疑経義、并詩題即古詩五言長篇用王度寛猛、詩律用才難射雉、賦題用帝德好生洽于民心、八韻体、三場制詔表、四場対策、

これによつて(一)當時に於ける受験者と合格者の概数及び比率、(二)合格者を太学生なる名称を以て呼んでいたこと、(三)合格者特に三魁に対する恩遇、(四)試法——四場制とその科目などこれまでの考試において明かでなかつた点が始めて明かにされるに至つた。

今次の試で状元の栄位を勝ち得た莫挺之が後年元にして大いに文名を博し安南人のために気を吐いたことは有名であり、また十六才で黄甲に選ばれ神童と謳われた阮忠彦についても全書の明宗開泰三年の条に「嘗有詩自負云、介軒先生廊廟器、妙齡已有吞牛志、年方十二太学生、纔十六充廷試、二十有四入諫、二十有六燕京使、矜伐如此、後再歴職宥省、至裕宗時入政府、終有今名、不負儒者、寿八十餘、有介軒集、行于世」と見えている。異数の出世をとげ

二十六才の若さで朝貢使に選ばれて元朝の都燕京に使した彼の得意や想うべしである。

(110)

この年即ち英宗の興隆十二年の十一月に他方では「詔試士人用七科」と全書に見えていて、これが一体如何なる意味なのか実は解釈に苦しんでいるところである。而してこれはまた同じ年に二通りの試験が行われた例証でもあるわけである。この七科なる語の意義については切に博雅の士の御示教をお願いしたい。

更にもう一つ厄介な問題が存在している。それは廷試と状元試との関係如何ということであつて、全書の睿宗隆慶二年二月の条に、

廷試進士、賜状元陶師錫、榜眼黎獻甫、探花陳廷琛、黄甲及第同及第羅修等、並賜宴・襲衣・出身、有差、引魁遊街三日、故事太学生七年一試、取三十人而已、状元試無定例、然三館属官・太学生・侍臣学生・相府学生及有爵者、皆得入試、

と見えるのがそれである。

後述する如く、安南において郷試・会試・殿試(御試)なる三段制が始めて採用されたのは陳朝末期の順宗の光泰九年(一三九六年)のことであつた、それまでは郷試・会試・殿試の区別はなく、会試又は殿試に相当する考試が行われていたに過ぎなかつたように思われる。それではこの状元試というのはいか如何なるものなのであろうか。この試には「無定例」とあるのは、太学生即ち進士の試験が七年毎であり、合格者の数も三十名に過ぎないのに対して、この方は試験期日や合格者数などに制限や面倒な規定がなかつたという意味にも解されるのであり、これには三館の属官や太学生や侍臣学生・相府学生・有爵者が応ずることが出来たというのである。この試に應ずる資格のある者としてこゝに挙げられてい

る侍臣学生と相府学生とは、恐らくは儒生の中から選ばれて入侍した者達で御前学生(註13)と称せられた人々と同種の存在ではなかつたかと思う。とに角この状元試は名称からすればどうしても科挙の系列に属するものでなければならぬのである。だからと言つてこれを以て直ちに殿試に比定することは困難であり、それよりは寧ろ制挙に近いものとみるのが當つていゝるかも知れない。しかし何分にも史料が不足してこれ以上知ることが出来ないのは残念である。

(一一)

陳朝は裕宗の即位(一三四年)と共に衰頽に向い、外は屢々占城の侵寇を蒙り、内においては寵臣が政治を専らにしていたが、少帝の時ついて権臣胡季犛のために位を奪われるに至つた(一四〇〇年)。胡季犛は自ら明道十四篇を著して周公を先聖、孔子を先師とし、文廟の如きも周公を以て主としてこれを正座に据え、孔子を西面偏坐させるといふ型破りの法式を用いた他、韓愈を以て盜儒とするなど甚しい独断を敢えてして憚らなかつた。然し彼には彼なりの信念があつてそれに基いて行動したものと考えられ、科挙の制度にしても学校の制度にしても胡季犛父子が実権を握つていた時代に整えられたものが少くなかつたのである。

先ず注目すべきは順宗の光泰九年(一三九六年)四月に所謂郷試の試法が始めて制定されたことで、全書には次の如く記している。

詔定ニ試挙人格一、用ニ四場文字体一、罷下暗ニ写古文ニ法、第一場用ニ本經義一篇一、有ニ破題接語一、小講原題、大講繳結、五百字以上、第二場用詩賦各一篇、用ニ唐律賦一篇一、用ニ古体一、或騷或選、亦五百字以上、第三場詔一篇、用ニ漢体一、制一篇、表一篇、用ニ唐体四六一、第四場策一篇、用經史時務中出題、一千字以上、以前年ニ郷試、次年会試、中者御ニ試策一篇一、定ニ其第一、

こゝに至つて漸く三段制の成立を見たのである。さきに英宗の興隆十二年（一三〇四年）の考試について述べた際にも見た如く、安南は早くから四場制を採用しており、中国が三場制を原則としていたのといさゝか趣を異にしている点が注目される。

次に胡漢蒼の開大二年（一四〇四年）に、さきに制定した「試挙人格」に対して「試挙人式」がつくられた。即ち、

以今年八月郷試、中者免_レ徭役、明年八月礼部試、中者免_レ選補、又明年八月会試、中者充_レ太学生、又明年再行郷試、如_レ前年、時士人専_レ業、期_レ進取、止得_レ礼部試、遭_レ乱中止、試法倣_レ元時、参場文字分為_レ四場、又有_レ書算場、為_レ五場、軍人・俳優・犯罪、並不_レ得_レ預_レ補、

と全書に見えている。この中で疑問に思われるのは郷試の翌年に礼部試を行い、更にその翌年会試を行うということである。普通には礼部が行う試を会試と称している。ではこゝに礼部試というのは一体何だろうか。恐らくこの礼部試はやはり会試のことで、会試とあるものこそ殿試の誤りに他ならないと考える。また「試法は元時に倣い、参場文字を分ちて四場となす」とあるが、果して元代の科挙が四場制であつたか否かは疑わしく、元史選舉志をみても三場制であつたかと思われない。この他、軍人は俳優や犯罪者と共に「不_レ得_レ預_レ補」とあつて、試に應ずることが出来なかつたようであるが、後世になると軍人も受験資格を認められている。

漢蒼は翌開大三年に礼部に命じて挙人を試みさせ、百七十名という空前の大量合格者を出しているのが注目される。

それより幾ばくもなく、胡季聲父子は陳朝の復興を名として進攻し來つた明軍のために捕えられて殺され（一四〇七）、こゝに陳朝は一時的に再興をみたのであるが、間もなく、明の駐留軍との間に衝突が起り、一四一三年ついに陳朝は滅んで、安南は明の支配下に置かれることゝなつた。明の徹底した同化政策が安南の制度や學問に如何なる影響を及ぼしたかは後日の研究に譲りたい。

以上煩雑をも顧みず李陳兩朝における科挙制の成立過程を辿つてみた。安南において科挙が始めて行われたのは李朝の仁宗太寧四年（一〇七五年）であることは、歴朝憲章類誌の序引に「黎李以前未_レ定_二試法_一、至_二于有陳_一始設_二科挙_一」と記していたり、越史略には全くそのことが見えていないなどの難点もあるが、一応承認してもよろしかろう。また外国の文献である宋の周去非の嶺外代答をみるに、その安南に関する記事の中で次の如く述べているのが注目される。

其入仕之途、或任子、或取_レ士、或以_レ資……其国最重_二科挙_一、凡入_レ貲、先為_レ吏、敘遷至_二書状_一、又入_レ貲為_二保義郎_一、即可_レ為_二知州_一矣、

こゝにははつきりと科挙を重んずとあつて、当時安南に科挙が行われていたことを全く疑わしめない様な書き方である。ところでこの記事の出所は何処なのだろうか。歴朝憲章類誌卷一七の官職誌にはこれと極めて類似せる記載が見えていて、一見して直ちに両者の間に何らかの連繋があるらしいことが推測される。職官誌に曰う。

李朝科場未_レ設、士途以_二選舉_一為_レ重、次任子、又次入_レ貲、工妓奴婢之子孫並不_レ預_二敘録_一、入_レ貲始補_レ吏、再入_レ貲補_二承信郎_一、称_レ職補_二知州_一、

この文章の初めの部分が問題であつて、その意味を的確に捕捉するのは難しいが、やはりこれは李朝においてはまだ本格的な科挙は開かれていなかったと解するより他はなく、且つ官界への進出に当つては、父祖の余光による特別任用者や、金の力による入仕者よりは実力による選用が重ぜられていた如くである。李朝時代の国家試験制度を科挙と認めるか否かは飽くまでも主観の問題であつて、当時の試験制度の内容が殆んど判つていない状況では、これを科挙と称することに疑いを懐く人がいてもまた已むを得ないであろう。従つてさきに引いた嶺外代答の「其国最重科挙」なる記事に対する解釈

にも当然異説の出ることが予想されるわけである。

註

- (1) 歴史学研究第十二卷第三号。後「印度支那と日本との関係」(富山房)に収む。
- (2) 第五場は殿試を指すのではあるまいかと考えるが、なお再考を要する。
- (3) 市山盛雄編「朝鮮民謡の研究」五四―六九頁。
- (4) 東亜研究所訳「安南史」三五頁。
- (5) Lê Thanh Khôi; Le Việt-Nam, 1955. p.p. 148-149.
- (6) 歴朝憲章類誌卷十三官職誌に聖宗竜瑞元年置文明殿学士、二年改書家為按獄吏、仁宗広佑三年置翰林院、四年十火書家と見ているが如何なる官職であるのか詳かでない。
- (7) 大越史記全書卷二李紀一、太宗天感聖武六年の条に「冬十月、造延祐寺、初帝夢觀音寺仏坐蓮花台、引帝登台、及覺語群臣、或以為不祥、有僧禪慧者、勸帝造寺、立石柱于地中、構觀音蓮花台于其上、如夢中所見、僧徒施纒、誦經求延寿故、名延祐。と見えている。
- (8) 欽定越史通鑑綱目正編、卷五、李英宗大定十三年の条。
- (9) 越史略によれば二回、そのことは本文のすぐ後に記せる通りである。
- (10) 大越史記全書卷七、陳紀三裕宗紹豊十四年。
- (11) 大越史記全書卷六、陳紀二、明宗開泰二年秋八月の条に頒降新定諸例、旧制官朝聖慈行遣司、及内書火局、並謂之内密院、至是改行遣司為門下省と見えている他、歴朝憲章類誌卷十四官職誌の行遣の項参看されたい。
- (12) 大学生とある場合と太を大に作れる場合とがあつて何れに従うべきかと迷つたが、今は太で統一することにした。
- (13) 御前学生なる称呼は大越史記全書卷七、紀三裕宗紹豊八年の条に見える。その他、少帝の建新二年の条には内寝学生なる語が見え、聖宗の宝符二年には内侍学士なる甚だまぎらわしい語も見えている。
- (14) Bulletin de la Société des Études Indochinoises. Tome XXXVII, N°3. 1962. p.p. 333-334.